地域計画

策定年月日	令和7年3月31日
西 蛇左 日 口	令和7年10月14日
更新年月日	(第1回)
目標年度	令和16年度
市町村名	香美市
(市町村コード)	(392120)
地域名	暁霞地域
(地域内農業集落名)	(白川・五百蔵・有瀬・西峯)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域) 86 ha					
1	農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	86 ha			
2	田の面積	62 ha			
3	畑の面積(果樹、茶等を含む)	24 ha			
4	区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	ha			
(5)	区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	0.3 ha			
(参	考)区域内における〇才以上の農業者の農地面積の合計	ha			
	うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	ha			
(備考)					

- 注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。
 - 2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。
 - 3: ④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。
 - 4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、 備考欄にその旨記載してください。
 - 5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。
 - 6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

五百蔵地区の圃場整備を実施した所にのみ担い手が集中しており、その他の地区は農地が傾斜地に位置しており、区画も狭く、不整形で耕作条件が悪いことに加え、地域内の農家の後継者が非農家の世帯が大半を占めているため遊休農地化の恐れのある農地が増加している。

地区全体で、耕作者の高齢化が進み、また不在地主も増加しているため農地はもとより水路、農道等の農業用施設の維持管理も困難になってきている。

水稲中心の地域であるが、水路については老朽化や破損による通水障害があり、末端の農地まで配水できなくなってきているため、そこから順に遊休農地化している。農道についても、幅員が狭く、農地への接道条件も悪いため農作業に手間のかかる所が多いので次の引受先が決まらない。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

中山間活動組織による地域資源の保全管理を継続しながら、各地区の農地の貸借希望等を相談できる体制を構築し、地域外から担い手の受入れを推進していく。

地形的に農地の区画拡大が困難な地形であるため、作業の効率化が図れる基盤整備等を検討し、中山間地域で も収益が上げらる品目を関係機関と連携して模索していく。

非農家の後継者が退職後に農業がスムーズに継承できる仕組みを関係機関と連携して構築していく。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1)農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針

農地バンクへの貸付けを進めつつ、担い手への農地の集積・集約化を基本としつつ、担い手の農作業に支障がない範囲で農業を担う者により農地利用を進める。

(2)担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標

現状の未慎年 1 70 付木の日保こりる未慎年 2 90	現状の集積率	1 %	将来の目標とする集積率	2 %
------------------------------------	--------	-----	-------------	-----

	担い手が利用する農地面積の団地数及び面積は、6個所、平均29a(令和6年度時点) 団地数の半減及び団地面積の拡大を進める。(令和16年度)
3	農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置
	(1)農用地の集積、集団化の取組
	農地中間管理機構を活用して、人・農地プラン中心経営体など担い手の団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。
	(2)農地中間管理機構の活用方法
	農地の貸付希望者に対し、機構への貸付けを促進し、担い手の意向を踏まえながら集約化を図っていく。
	(3)基盤整備事業への取組
	農業者や土地所有者の意向を把握しながら、水路、農道等の長寿命化のための基盤整備事業の活用を進めてい
	く。 農業用機械の搬入や高低差の解消、農作業者の通行改善等、作業の効率化が図れる基盤整備事業の活用を検 討していく。
	(4)多様な経営体の確保・育成の取組
	地区の農地の貸借希望等を発信し、地域外から担い手の受入れを推進していく。
	就農希望者に対して農村の見学ツアーなどの開催により地域の魅力を発信して地域外から新たな担い手の確保を
	図っていく。 空き家を活用して移住者を募り、地域の農林業の活性化を図っていく。
	至さ家と活用して物性有を募り、地域の展析業の活性化を図っている。 就農希望者が見学、体験できる大葉、ニラのモデルハウスを整備して就農者の確保を目指していく。
	中山間活動組織と連携しながら地域資源の保全管理に努めていく。
	 (5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組
	中山間活動組織等、農作業が受託できる組織を地域で育成し、遊休農地の発生防止を図る。
	L 以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)
	□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□
	□ ⑥燃料・資源作物等 □ ⑦保全・管理等 □ ⑧農業用施設 □ ⑨耕畜連携等 □ ⑩その他 【選択した上記の取組内容】
1	地域内の典業を担う者一覧(日博地図に位置付ける者)

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

(3)農用地の集団化(集約化)に関する目標

	dt 10 / 10 % dv	現状		10年後							
属性	農業を担う者 (氏名・名称)				(目標年度:令和 16 年度)						
		経営作目等	経営面	積	作業受託 面積	経営作目等	経営面	積	作業受託 面積	目標地図 上の表示	備考
認農		施設ニラ	0.2	ha	ha	施設ニラ	0.2	ha	ha	92	
認農		製を見るが、例如・2 型を出資 関系により 形形した 40 例如 / 10 2 単子 単	0.7	ha	ha	Sを含めて ボタック Sを支援 Sをからか ボタルルヤ ボタル・マン ボラ・ドナン 単子 本	0.9	ha	ha	131	
認農		施設ニラ・露地ニラ・水稲	0.4	ha	ha	施設ニラ・露地ニラ・水稲	0.4	ha	ha	133	
認農		施設大葉	0.4	ha	ha	施設大葉	0.5	ha	ha	136	共同申請者:1名
				ha	ha			ha	ha		
				ha	ha			ha	ha		
				ha	ha			ha	ha		
				ha	ha			ha	ha		
				ha	ha			ha	ha		
				ha	ha			ha	ha		
				ha	ha			ha	ha		
				ha	ha			ha	ha		
				ha	ha			ha	ha		
				ha	ha			ha	ha		
				ha	ha			ha	ha		
計	4経営体		1.7	ha	0 ha		2.0	ha	0 ha		

- 注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する 集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は 「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。
 - 2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。
 - 3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。
 - 4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、 経営面積に含めてください。
 - 5: 備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。
- 5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名·名称)	作業内容	対象品目

6 目標地図(別添のとおり)

7	基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を	を活用する場合には	以下を記載してください
/	本倫広先22末の3(地域計画にはる従業の付例)で	へうかり の物 ロには、	以下で記載してただめい。

農用地所有者等数(人)	うち計画同意者数(人・%)	

- 注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。
- 注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。
- 注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

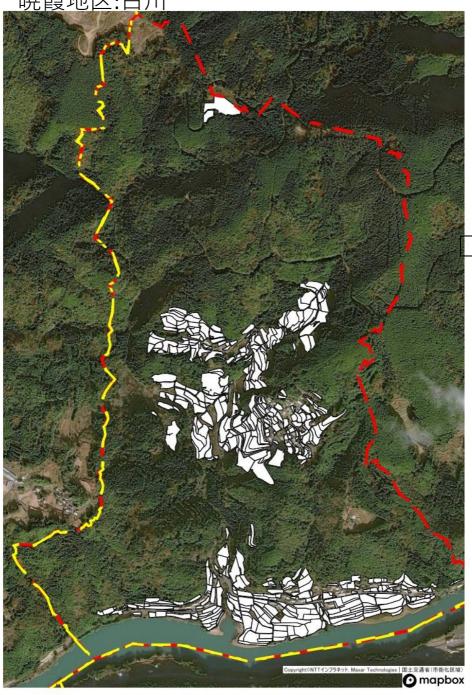
(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。

暁霞地区:白川

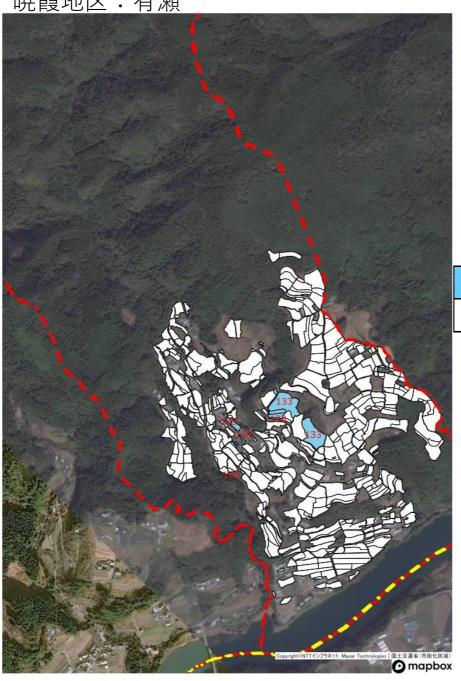


今後検討

暁霞地区:五百蔵

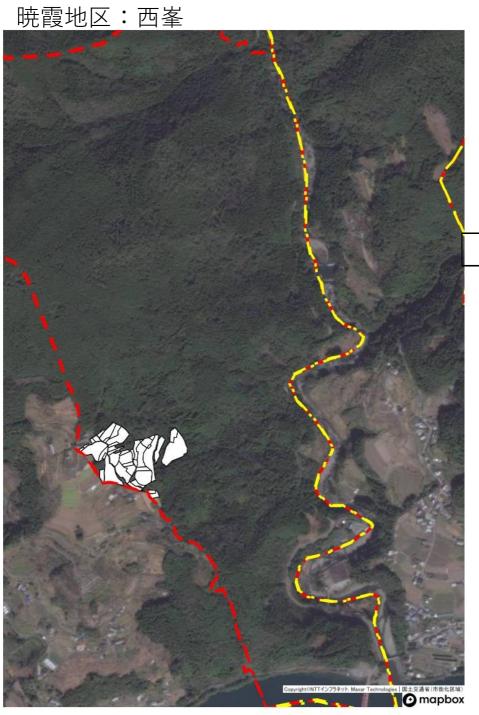
-	136
	92
-	131
今後検	討

暁霞地区:有瀬



133

今後検討



今後検討